

令和元年8月26日  
緑支部長 駒井 達雄

緑支部 令和元年度 第2回研修会のご案内  
「相続法改正について行政書士が特に市民に伝えたいポイント」

令和元年度第2回研修会を下記の通り開催します。お忙しいところ恐縮に存じますが、是非ご出席下さい。会場の収容人数の都合により、定員をもって締め切ります。

さて今回は「相続法改正について行政書士が特に市民に伝えたいポイント」と題して、弁護士の夏目修司 先生（神奈川県弁護士会／夏目法律事務所）を講師に研修会を開催いたします。

平成30年7月に相続法が大きく改正され、今年7月にはその大部分が施行されました。幅広い改正点の中から、“市民生活に特に直結する部分”に絞り、“行政書士が特に市民に伝えたいポイント”についてご説明頂く予定です。ぜひご参加ください。

記

日時 令和元年9月27日(金) 研修会 18:00～20:00（開場17:45）

場所（研修会）：青葉公会堂1号会議室（市ヶ尾）

▼東急田園都市線 市が尾駅から徒歩10分 住所：横浜市青葉区市ヶ尾町31番地4

▼市が尾駅から東急バスで3分「青葉区 総合庁舎」バス停 下車すぐ

※青葉区役所隣の建物です。なお、区役所駐車場の割引サービスは利用できません。

内容：相続法改正について行政書士が特に市民に伝えたいポイント

改正が行われた相続法についてわかりやすく解説します。配偶者居住権、自筆証書遺言の方式緩和、被相続人名義の預貯金払戻しなど、特に実務に直結する部分にポイントをしぼりお話しいただきます。

講師：夏目修司 弁護士（神奈川県弁護士会／夏目法律事務所）

2011年神奈川県弁護士会（旧・横浜弁護士会）登録。2018年1月に相模原市内に夏目法律事務所を設立し、現在に至る。一般民事事件を中心に手掛け、各種セミナー講師を務める等、幅広く活動している。

会費：研修会 緑支部会員 無料 他支部会員 1,000円（資料代）

要申込

主催：神奈川県行政書士会緑支部

お申込みは、令和元年9月20日までに下記宛にお申込み下さい。

宛先 研修部・那住宛 e-mail：nazumi@nazumi-office.com

FAX：045-330-4093

※諸般の事情により研修内容等に変更が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

以上

緑支部第2回研修会 参加申込書

1. 研修会に 出席 ・ 欠席 します。

支部名・会員名

TEL  
メール

FAX

来年度より支部からのお知らせは、ホームページでの告知・メーリングリストでの連絡に全面移行する予定です。